

物 件 概 要

物件番号	1
------	---

所在地	沼田市坊新田町字下原1250番74				
住居表示	なし				
地積	公簿	172.93㎡ (約52.31坪)	地目	宅地	
	実測	172.93㎡ (約52.31坪)	形状	長方形	
登記簿記載事項	甲区 (所有権)	所有者 群馬県	乙区 (所有権以外の権利)	無	
接面道路	幅員、種別等	北側幅員約5.2m 舗装市道			
	対象地との高低差	傾斜あり	建築基準法42条2項による道路後退の必要性	無	
私道の負担	負担の有無	無	負担の内容	—————	
法 令 に 基 づく 制 限 概 要	都市計画	非線引都市計画区域	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	防火地域	—————	その他の地域地区	—————	
	建ぺい率	指定 60%	容積率	指定 200%	
	文化財保護法 (埋蔵文化財包蔵地等)	—————			
その他特記事項	埋蔵文化財包蔵地の範囲に該当しませんが、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに沼田市文化財保護課埋蔵文化財調査センターに連絡・協議をお願いいたします。 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に該当します。許可等の詳細は群馬県建築課へお問合せください。				
注) 建ぺい率と容積率の「指定」とは、都市計画で指定された率という意味です。 各制限内容の詳細等については、関係市町村の建築確認担当課等関係各機関にご確認下さい。					
供 給 処 理 施 設	区分	状 況	管 径	関係事業所等	電話番号
	電気	可		電力自由化に伴い未記載	
	都市ガス	可	引込済	沼田ガス株	0278-22-4451
	上水道	可	引込済 加入金負担済	沼田市上下水道整備課	0278-23-2111 (代表)
下水道	可	負担金負担済 (注)		沼田市上下水道整備課	0278-23-2111

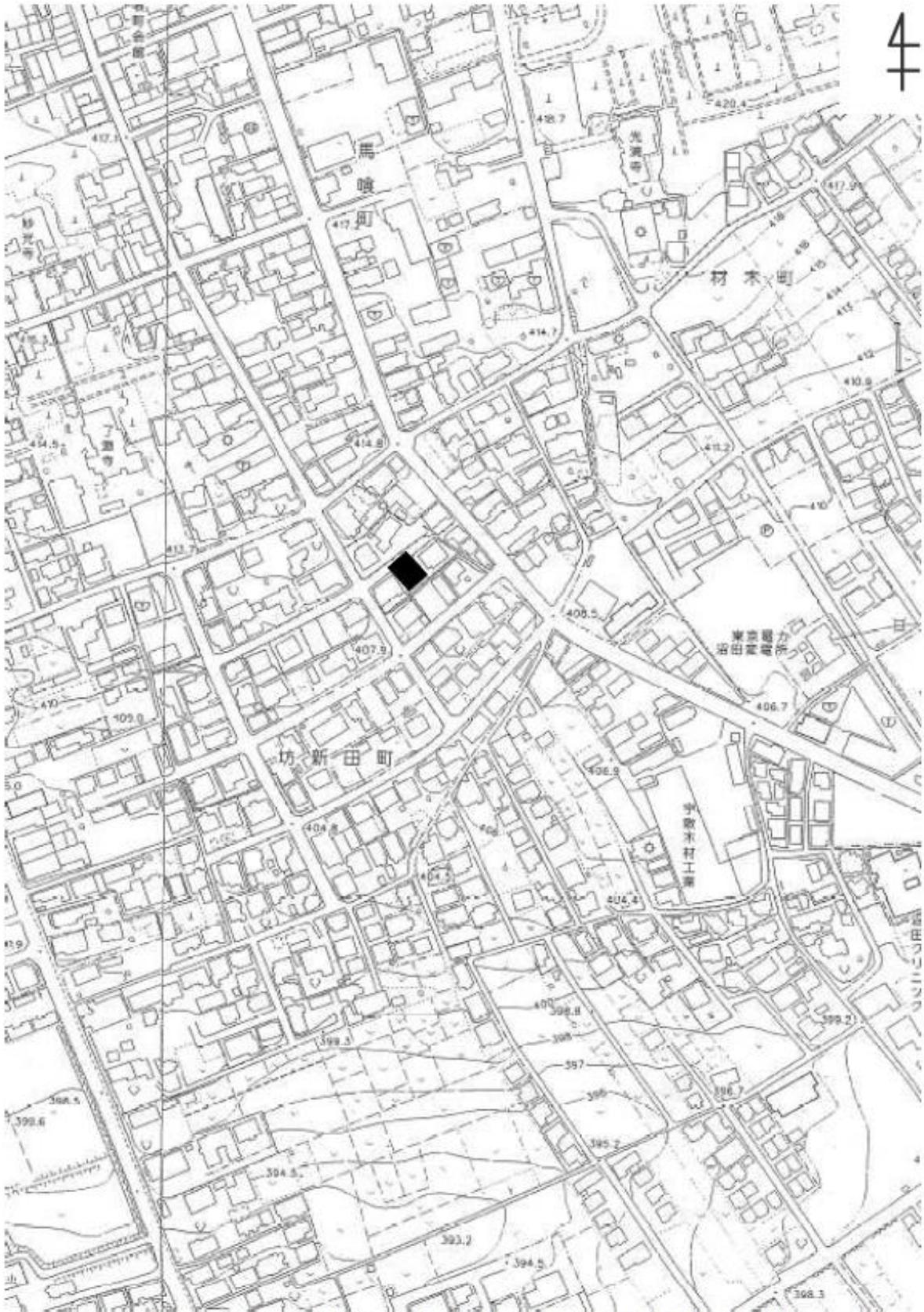
の 状 況			沼田市上下水道経営課 (負担金・分担金)	(代表)
	<p>※引込費用等詳細については、上記関係事業所等にお問い合わせ下さい。</p> <p>(注)負担金については、公務員宿舍用地として使用されていたことから、減免のうえ、負担金が徴収されていました。このことから、今後は使用目的の変更に応じ、減免分が賦課される可能性があります。詳しくは沼田市上下水道経営課へお問合せください。</p>			
交通機関 (直線距離)	バス	関越交通バス 旭が丘バス停	北へ約100m	
	鉄道	JR上越線 沼田駅	北西へ約1.2km	
公共施設 (直線距離)	市役所 役場	沼田市役所	北西へ約700m	
	小学校	沼田市立沼田小学校	北西へ約850m	
	中学校	沼田市立沼田南中学校	南西へ約1.3km	
その他 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・沼田女子高校校長公舎の跡地です。 ・敷地は北側道路とはほぼ等高に接しておりますが、傾斜があるため、敷地の大部分が北側道路より低い位置にあります。 ・本物件は沼田市ハザードマップによる浸水想定区域の指定外ですが、指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。 ・建物等は令和5年度に解体を行いました。その際に、県有地内にある擁壁も含めてほぼ全て解体しましたが、一部、擁壁の基礎部分が土留めの役割を果たしていたり、隣地所有のブロック塀の控え壁の役割を果たしたりしていることから、撤去せずに残した部分があります。 ・解体時に、建物部分について地面から30～50cmを掘っていますが、その部分の地下埋設物は確認されませんでした。 ・上水道について、沼田市の旧台帳上では「県立沼田女子高校」名義の登録がありますが、上下水道料金システム導入により、メーター器の所有権登録が未登録となっています。継続して13mmメーター器を利用する場合は、沼田市へ給水装 			

置所有者変更届の提出をする必要があります。

また、上記メーター器の権利は、土地に付随されているため、権利を保有したい場合も同様に沼田市の給水装置所有者変更届の提出をする必要があります。なお、上記メーター器を利用する場合の当該変更届は、給水工事の申請より前に行う必要があります。詳しくは沼田市上下水道整備課へお問合せください。

- ・電気は、メーター撤去済であり、本線と接続されておりません。
- ・下水道については、敷地内の北西側道路沿いに公共汚水マスが設置されており、本管と接続されておりますが、マスから居宅へは接続されておりませんでした。
- ・雨水は、道路側溝への排水は認められず、宅地内で処理する必要があります。
- ・敷地にブロック塀、防草シート等がありますが、これらを含み現状有姿にて引き渡します。
- ・地盤調査、地下埋設物の調査は行っておりません。地盤補強の必要性及び地下埋設物の有無については不明です。
- ・申込みにあたっては、境界標含め、必ず現地をご確認下さい。
- ・現地見学を希望される方は、財産有効活用課財産活用係（027-226-2114）までご連絡ください。日程を調整の上、現地にてご案内させていただきます。

この地図は、群馬県統合型 GIS により作成したものです。



この地図は、沼田市長の承認を得て、同市作成の都市計画区域図1/2,500を複製したものである。

